

作成年月日：令和7年4月11日  
作成者：陸上自衛隊高射学校総務部管理課  
仕様書番号：2025-8

## 空調機点検保守役務

件名	空調機点検保守役務	図面番号	1 / 6
図面名称	表紙	縮尺	—

仕 様 書			
件 名	空調機点検保守役務		
役務場所	千葉県千葉市若葉区若松町902 陸上自衛隊下志津駐屯地		
役務概要	<p>1 シーズンイン・オフ点検</p> <p>(1) 蒸気吸収式冷凍機×1台</p> <p>(2) 蒸気吸収式冷温水機×5台</p> <p>(3) 氷蓄熱パッケージユニット×22台</p> <p>(4) チリングユニット×5台</p> <p>(5) エアハンドリングユニット×5台</p> <p>2 真空引き作業の対象機器</p> <p>(1) 蒸気吸収式冷凍機×1台</p> <p>(2) 蒸気吸収式冷温水機×5台</p> <p>3 レジオネラ洗浄剤による清掃 冷却塔×4台及び冷却水配管</p>		
一般事項	<p>1 本役務は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房長官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」（平成30年度版）及び関係法規に基づき実施し、本仕様書に記載なき事項でも、技術的に当然なすべき事項は行うものとする。</p> <p>2 本仕様書に疑義が生じた場合又は明示がない場合は、監督官と協議する。</p> <p>3 作業写真は、作業前、工程毎、作業完了後及び監督官の指示に従い、撮影し、写真帳A4に整理して1部提出する。</p> <p>4 工程表の作成提出に当たっては事前に監督官と協議した上で作成し、提出する。</p> <p>5 修理に関する作業場所、監督官との調整場所、監督官が承認した場所及びこれら間の移動経路以外の立ち入りを禁止する。</p> <p>6 駐屯地内における喫煙は禁止とする。</p> <p>7 駐屯地入門制限 日本国籍を持たない作業者の入門に関しては、駐屯地の入門申請に基づき許可された者に限る。</p>		
件 名	空調機点検保守役務	図面番号	2 / 6
図面名称	仕様書 1 / 3	縮 尺	—

特記事項	<p>1 作業時間は原則として、平日8時30分から17時15分までとし、土、日、祝日及び時間外の作業は監督官と協議する。</p> <p>2 立入制限 本工事場所は、立ち入り制限区域内であることから、次の3～4において必要な事項を規定する。 なお、本工事場所以外の施設等への立入は禁止する。</p> <p>3 立入申請 下記に示す書類を受注者の責任において作成し、監督官に提出する。</p> <p>(1) 立入申請書 1部 (2) 立入者名簿 1部</p> <p>4 通信機器の持込み 立ち入り制限区域内への、携帯電話及びこれに類するすべての通信機器の持込みは禁止であり立入りに際しては立ち入り制限地区哨所に預けるものとする。</p> <p>5 点検保守内容</p> <p>(1) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 蒸気吸収式冷凍機は共通仕様書「4. 3. 4 吸収式冷凍機」に基づき実施するものとするが「ON点検」は実施しない。</p> <p>(3) 蒸気吸収式冷温水機は共通仕様書「4. 3. 5 吸収冷温水機」に基づき実施することに加え、製造メーカーが指定する項目についても実施する。</p> <p>(4) 氷蓄熱パッケージユニットは、共通仕様書「4. 3. 8 氷蓄熱ユニット」に基づき実施する。また、フロン排出抑制法に基づく点検は間接法による点検とする。</p> <p>(5) チリングユニットは共通仕様書「4. 3. 1 チリングユニット」に基づき実施する。</p> <p>(6) 冷却塔は共通仕様書「4. 3. 9 冷却塔」に基づき実施する。ただし、「ON・OFF点検」及び「8. 冷却水及び補給水の水質」は除く。</p> <p>(7) エアハンドリングユニットは、共通仕様書「4. 4. 4 ユニット型空気調和機・コンパクト型空気調和機」に基づき実施する。</p> <p>6 真空引き作業 IN点検時のほかに、冷房期間内に蒸気吸収式冷凍機で2回及び蒸気吸収式冷温水機で4回実施するものとし、実施機器および実施時期は監督官が指示する。</p>		
件名	空調機点検保守役務	図面番号	3 / 6
図面名称	仕様書 2 / 3	縮尺	—

特記事項	<p>7 作業時期</p> <p>(1) 冷房 I N 点検  契約後、速やかに作業を実施するものとし、詳細な時期については監督官と協議する。また、蒸気吸収式冷凍機及び蒸気吸収式冷温水機並びに冷却塔については令和7年6月9日（月）までに完了する。</p> <p>(2) 冷房 O F F 点検  令和7年10月中に実施するものとし、詳細な時期については監督官と調整し、決定する。</p> <p>(3) 暖房 I N 点検  令和7年11月中に実施するものとし、詳細な時期については監督官と調整し、決定する。</p> <p>8 空調機仕様  別表のとおりとする。</p> <p>9 役務場所監査  別図のとおりとする。</p> <p>10 提出書類  以下のものを作成し、パイプ式ファイル（A4タテ60mm）に編綴して、提出する。様式及び綴り方は監督官が別示する。</p> <p>(1) 業務責任者等指名・変更通知書（契約後及び変更後速やかに） × 1部</p> <p>(2) 着手届（契約後速やかに） × 1部</p> <p>(3) 工程表（契約後速やかに） × 2部</p> <p>(4) 役務打合せ簿（その都度） × 1部</p> <p>(5) 役務日誌（その都度） × 1部</p> <p>(6) 材料検査簿（契約後速やかに） × 1部</p> <p>(7) 作業写真（作業完了後速やかに） × 1部</p> <p>(8) 役務完了通知及び役務完了検査願書（作業終了後遅滞なく） × 1部</p> <p>(9) 発生材調書（作業完了後速やかに） × 1部</p> <p>(10) 点検結果報告書（作業完了後速やかに） × 1部</p> <p>(11) 試運転結果報告書 × 1部</p> <p>(12) その他監督官の指示するもの × 1部</p>		
件名	空調機点検保守役務	図面番号	4 / 6
図面名称	仕様書 3 / 3	縮尺	—